



発行 新潟県
第 39 号
 令和2年5月26日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 642 軽油引取税免税証の亡失届（税務課）
- 643 保安林の指定解除（治山課）
- 644 土地改良区連合役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 645 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 646 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 647 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）

公 告

特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

教育委員会告示

- 11 新潟県市町村立学校臨時職員取扱規程の一部改正（義務教育課）

告 示

◎新潟県告示第642号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の軽油引取税免税証は亡失した旨の届出があったので無効とする。

令和2年5月26日

新潟県知事 花 角 英 世

種 類	番 号	枚数	免税軽油引取に係る販売業者
20リットル	N10152631～N10152635	5	新潟県十日町市伊達甲977-1 株式会社山松商店 十日町伊達給油所

◎新潟県告示第643号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和2年5月26日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新潟県十日町市真田甲447の17（次の図に示す部分に限る。）、甲447の21、甲447の55
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県南魚沼地域振興局農林振興部及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第644号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、長岡市の福島江刈谷田川大堰土地改良区連合から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和2年5月26日

新潟県長岡地域振興局長

1 就任

理事	長岡市下々条町1199番地	大関 八郎
〃	〃 高見町2061番地 1	伊丹 嘉昭 (理事長)
〃	〃 黒津町1122番地	反町 精志
〃	〃 新保3丁目4番6号	日山 佐一
〃	〃 亀貝町1770番地	川瀬 佐一
〃	〃 富島町187番地 1	星野 輝雄
〃	〃 福島町1626番地	古川 正人
〃	〃 新組町5366番地	小黒 寅雄
〃	〃 大口1113番地	鈴木 正
〃	見附市新潟町1154番地	加藤 久夫
〃	三条市帯織8820番地	猪本 郁夫
〃	〃 尾崎3641番地	岩坂 省三
〃	見附市三林町甲262番地	河村 則夫
監事	長岡市高見町3586番地	星野 伸一
〃	〃 富島町280番地 1	山岸 太栄
〃	見附市反田町460番地	新井 哲夫
〃	三条市福島新田丁985番地	木村 賢一
〃	長岡市中条新田古川120番地	金安 昌憲

就任年月日 令和2年5月12日

2 退任

理事	長岡市下々条2丁目1332番地	小原 健市
〃	〃 高見町2061番地 1	伊丹 嘉昭 (理事長)
〃	〃 黒津町1122番地	反町 精志
〃	〃 新保3丁目4番6号	日山 佐一
〃	〃 亀貝町1835番地	安井 和雄
〃	〃 富島町265番地	渡辺 勉
〃	〃 福島町1626番地	古川 正人
〃	〃 新組町5366番地	小黒 寅雄
〃	〃 大口1113番地	鈴木 正
〃	見附市新潟町1154番地	加藤 久夫
〃	三条市尾崎3641番地	岩坂 省三
〃	〃 帯織8820番地	猪本 郁夫
〃	見附市三林町甲262番地	河村 則夫
監事	長岡市高見町3586番地	星野 伸一
〃	〃 亀貝町1770番地	川瀬 佐一
〃	見附市傍所町447番地	羽賀 政良
〃	三条市福島新田乙49番地	上木 次郎

退任年月日 令和2年5月11日

◎新潟県告示第645号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、佐渡市の一部を受益地域とする県営長江地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年5月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和2年5月27日から令和2年6月23日まで
- 3 縦覧に供する場所
佐渡市役所
- 4 その他
 - (1) 審査請求について
この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。
 - (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて
ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。
イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。
なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第646号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、南魚沼市の一部を受益地域とする県営吉里地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年5月26日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和2年5月27日から令和2年6月23日まで
- 3 縦覧に供する場所
南魚沼市役所
- 4 その他
 - (1) 審査請求について
この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。
 - (2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて
ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。
イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。
なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴

えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第647号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年5月26日

新潟県知事 花 角 英 世

1 施行者の名称

佐渡市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 佐渡都市計画下水道事業

(2) 名称 佐渡市公共下水道(両津処理区)

3 事業施行期間

平成8年3月1日から令和6年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成8年新潟県告示第548号、平成14年新潟県告示第698号、平成19年新潟県告示第709号、平成23年新潟県告示第455号及び平成29年新潟県告示第362号の事業地に新潟県佐渡市梅津字堂川原、字川原、字中セ川原、字サキノ及び字浜田を加え、梅津字袋尻を削る。また、湊字川方地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

平成8年新潟県告示第548号、平成14年新潟県告示第698号、平成19年新潟県告示第709号、平成23年新潟県告示第455号及び平成29年新潟県告示第362号の事業地に新潟県佐渡市梅津字中セ川原を加え、梅津字平沢を削る。

公 告

特定調達契約の契約者等について(公告)

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年5月26日

新潟県知事 花 角 英 世

1 調達件名及び数量

(1) ICカード運転免許証作成システム装置等の借上げ 一式

(2) ICカード運転免許証作成材料 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県警察本部警務部会計課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 調達方法

借上げ及び購入

4 契約方式

随意契約

5 契約日

令和2年4月1日

6 契約者の氏名及び住所

東芝自動機器システムサービス株式会社

神奈川県川崎市川崎区駅前本町12番地1

7 契約価格

137,194,398円(予定数量の総額による。)

8 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第

2号の規定による。

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、中央材料室等業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年5月26日

新潟県立吉田病院長 中村 厚夫

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

中央材料室等業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和2年7月1日から令和4年9月30日まで

(4) 履行場所

新潟県立吉田病院 中央材料室等

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 199床以上の病床数を有する病院の当該業務を、平成29年1月1日以降、12か月以上継続して行った実績を有する者であることを証明した者であること。

(7) 一般財団法人医療関連サービス振興会が認定する院内滅菌消毒業務の医療関連サービスマークの認定を受けており、かつ、院外滅菌消毒業務の医療関連サービスマークの認定を受けた施設を有すること。

(8) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、4に定める入札参加申請書を提出し、入札参加を認められた者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-0242

新潟県燕市吉田大保町32番14号

新潟県立吉田病院経営課

電話番号 0256-92-5111 内線413

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札参加資格確認書類の提出

入札参加希望者は、次に定めるところにより、入札参加確認書類を提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 提出期限

令和2年6月12日（金）午後5時00分

(2) 提出場所

前記3(1)に定める場所

(3) 提出方法

本人(法人にあっては代表権限を有する者)若しくは代理人の持参、又は、書留郵便による方法とする。

(4) 提出書類及びその部数

入札参加申請書 2部

5 入札、開札の日時及び場所

令和2年6月19日(金)午前10時00分

新潟県立吉田病院 講堂

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札の際、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じた額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

(4) 入札の無効

前記2に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

前記2に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第11号

新潟県市町村立学校臨時職員取扱規程(昭和50年12月新潟県教育委員会告示第9号)の一部を次のように改正し、公布の日から実施する。

令和2年5月26日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(年次有給休暇) 第11条 (略) 2 臨時職員は、採用期間の更新又は第4条第4項による継続採用(以下「更新等」という。)の場合、	(年次有給休暇) 第11条 (略) 2 臨時職員は、採用期間の更新又は第5条第2項による継続採用(以下「更新等」という。)の場合、

更新等による通算の採用期間に応じた日数（既に取得済みの年次有給休暇の日数がある場合には、当該日数を差し引いた日数）の年次有給休暇をとることができる。

- 3 第4条第4項により、1年を超えて採用される場合にあっては、採用期間が1年を超えた日に、残りの採用期間に応じて前表に定める年次有給休暇をさらにとることができる。

(特別休暇)

第12条 (略)

- 2 教員相当臨時職員以外の臨時職員は、正規教職員の例に準じ、勤務時間規則第15条第1項第1号（公民権の行使）、第2号（証人等としての出頭）、第3号（骨髄等ドナー休暇）、第5号（結婚休暇）、第6号（産前産後休暇）、第7号（育児休暇）、第14号（災害による現住居の滅失等）、第15号（災害等による出勤困難）、第16号（退勤途上危険回避）、第17号（生理休暇）、第18号（妊産婦の健康診断）、第19号（妊娠中の通勤緩和）、第20号（妊婦の妊娠障害）及び第22号（短期介護休暇）の特別休暇をとることができる。ただし、第3号、第6号、第7号、第17号、第18号、第19号、第20号及び第22号については無給とし、その期間中は、いかなる給与も支給しない。また、第5号については、連続する5日を超えない範囲内で必要と認められる期間とする。

- 3 (略)

- 4 教員相当臨時職員以外の臨時職員は、採用期間に応じ次のとおり夏季休暇をとることができる。

(1) 6月以上の採用期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者について、一の年度の7月1日から9月30日までの期間内で、原則として連続する3日を超えない範囲内で必要と認められる期間

(2) (1)に該当しない者で7月1日から9月30日までの期間内において採用期間が1月以上の者について、一の年度の7月1日から9月30日までの期間内で、原則として連続する2日を超えない範囲内で必要と認められる期間

更新等による通算の採用期間に応じた日数（既に取得済みの年次有給休暇の日数がある場合には、当該日数を差し引いた日数）の年次有給休暇をとることができる。

- 3 第5条第2項により、1年を超えて採用される場合にあっては、採用期間が1年を超えた日に、残りの採用期間に応じて前表に定める年次有給休暇をさらにとることができる。

(特別休暇)

第12条 (略)

- 2 教員相当臨時職員以外の臨時職員は、正規教職員の例に準じ、勤務時間規則第15条第1項第1号（公民権の行使）、第2号（証人等としての出頭）、第3号（骨髄等ドナー休暇）、第6号（産前産後休暇）、第7号（育児休暇）、第14号（災害による現住居の滅失等）、第15号（災害等による出勤困難）、第17号（生理休暇）及び第22号（短期介護休暇）の特別休暇をとることができる。ただし、第3号、第6号、第7号、第17号及び第22号については無給とし、その期間中は、いかなる給与も支給しない。

- 3 (略)

- 4 採用期間が1月以上の教員相当臨時職員以外の臨時職員（更新等により通算の採用期間が1月以上となる者を含む。）は、1の年の7月1日から8月31日までの期間内において、週休日及び休日等を除いて原則として連続する2日を超えない範囲内で必要と認められる期間の夏季休暇をとることができる。ただし、業務の都合によりやむを得ないと認められるときは、7月及び8月の採用期間がいずれも16日以上の方に限り、休暇の取得期間を9月30日まで延長することができる。